

みやぎNPOプラザ指定管理者募集に係る質問に対する回答

Q1) 【申請資格について】

「申請資格」について、前回の指定管理者募集の際は「特定非営利活動促進法第二条第二項で定義された特定非営利活動法人であって主たる事務所を宮城県内に有する者」となっていますが、今回の募集では、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第二条第二項に規定する民間非営利活動団体であって、かつ主たる事務所を宮城県内に有する者」となっています。特定非営利活動法人に限らず宮城県の民間非営利活動を促進するための条例に基づく民間非営利活動団体が申請資格を持つということで良いのか確認したいのですが。

- A1) 募集要項9ページ第3申請資格等の1(1)に記載のとおり、申請資格については、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第二条第二項に規定する民間非営利活動団体であって、かつ主たる事務所を宮城県内に有する者」としております。このため、特定非営利活動法人はもちろん、一般社団法人や任意団体などもその活動内容によっては申請者と成り得ます。

Q2) 【備品の修繕について】

備品の修繕について、別紙5のリスク分担表では乙(指定管理者)が負担者となっていますが、備品関係が経年劣化等により修繕を要することとなった場合、金額に関わらず、指定管理者が負担しなければならないのか、確認したいのですが。

- A2) 備品の修繕に要する経費については、基本的に別紙5のリスク分担表のとおりとしております。しかし、不可抗力その他やむを得ない事由など、状況によっては甲乙協議によりこの限りではない取扱いも考えられますので、県に相談してください。

Q3) 【コピー機や印刷機の使用に係る利用料金について】

印刷機やコピー機については、指定管理者が設置することとなっていますが、来館者の利用に供する場合の料金について設定することは可能ですか。

- A3) 利用者の利用に供するに当たっての料金の設定については、市場価格等と比較し適正とみなすことができる範囲内及び利用者に分かりやすい表示等が必要なので、設定する際には県に協議をお願いします。